

議案第93号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多の森陸上競技場の附属施設である電光掲示盤を廃止し新たに大型映像装置を設置することに伴い、その使用料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「電光掲示盤又は」を削る。

別表第2の2博多の森陸上競技場附属施設の部電光掲示盤の項中「電光掲示盤」を「大型映像装置」に、「20,000円」を「41,000円」に改め、同表備考中「電光掲示盤又は」を削り、同表備考第1号中「電光掲示盤」を「大型映像装置」に、「57,000円」を「276,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。